

新聞通信調査会報

毎月一回一日発行
昭和40年2月20日
第三種郵便物認可

8 - 2006

テロリストが核兵器を持つ日

パキスタンの核と国際情勢

砂田 浩 孝

(共同通信社外信部)



昨年二月から一年、パキスタンのイスラマバード支局長兼アフガニスタンのカブール支局長として赴任した。日本の人にとってインドまでは割となじみがあると思うが、パキスタンは一般レベルでは印象が薄いと思う。

「テロとの戦いの最前線」

パキスタンの人口は約一億五千万人。九七％がイスラム教徒でほとんどがスンニ派、世界のイスラム教徒の中では数が多い。イラクではシーア派が多いが、スンニ派とシーア派の対立は激しく、パキスタンでも両宗教勢力の対立によるテロなどがよく起きている。

非常に暑いところで、この時期は夏の真っ盛

り、気温はイスラマバードでも摂氏四〇度を超える。計画的なもののだが、たまに停電があるので非常にづらい環境を強いられる。一年ということに決まっていたが、一年でよかった。三年ああいいう暑いところにいた日にはちよつと……。イスラム教国なのでお酒も自由に手に入らないし、非常に禁欲的な生活を送った結果、ボーン・上田賞受賞という成果が得られたのかと都合よく解釈している。

パキスタンという国のキーワードを挙げると、テロと核の二つに集約される。ブッシュ米大統領が「テロとの戦いの最前線」と表現するように、国内やアフガニスタンとの国境地帯には国際テロ組織アルカイダのメンバーが潜伏しているし、ア

ルカイダの指導者であるウサマ・ビンラディン容疑者も国境地帯、恐らくパキスタンの部族地域に潜伏していると思う。部族地域というのは文字通り部族が支配しているところで、中央政府の権限が全く及ばない、ある意味での無法地帯というか、イスラム原理主義と共鳴する部族が多い。

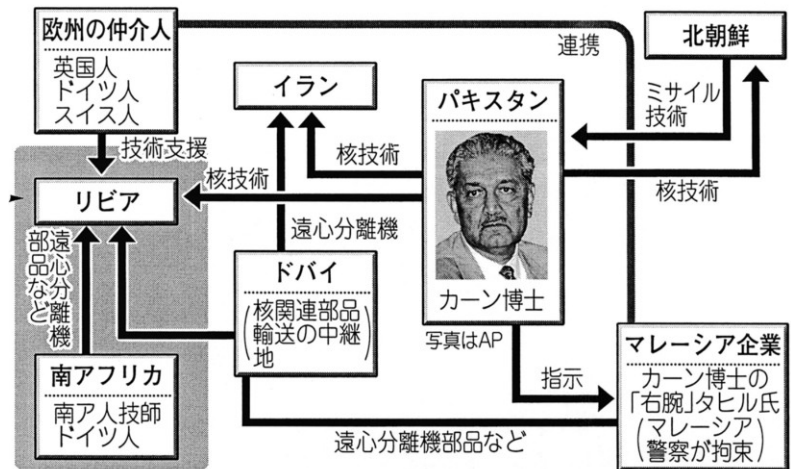
核武装が最優先課題

もう一つはきょう話をさせていただく核、アブドルカデイル・カーン博士による闇市場の問題。カーン博士は闇市場を通じて、今非常に緊張している北朝鮮、イラン、リビアなどいろいろな国に遠心分離機をはじめとする核兵器製造に使われる核の機器とか技術を流出させた、まさに元凶なわけである。

イスラム原理主義を信奉するテロリストが、核兵器を持つ可能性が世界でも最も高い国がパキスタンだと私は思っている。仮にムシャラフ政権が倒れてイスラム原理主義政権ができるとなると、核兵器を持ったイスラム原理主義政権ができるわけ、国際社会の中でも非常に脅威になる。パキスタンの重要性が多少お分かりいただけるかと思う。

パキスタン国内の一般的な話をすると、軍事政権といっても過言ではない。軍、特に陸軍の力が非常に強い国で、強いというのは社会構造のいろいろなところに軍の存在、プレゼンスが行き渡っていて、多くの公的企業のトップは軍の関係者あ

カーン博士をめぐる「核の闇市場」（一部推定含む）



(共同通信社)

るいは元軍人。軍の中である程度の地位にあったということが非常に幅を利かせている社会だ。

一九四七年にインドと一日違いでイギリスから独立したが、軍事クーデターが十年単位で何度も繰り返されてきた。ムシャラフは軍のトップであり、国家元首である。クーデターによって実権を

握った。軍が強いのはインドとの關係を抜きには考えられない。インドはヒンズー教を中心とする多元主義國家の道を選び、パキスタンはイスラム教を主教とする國を造った。文字はヒンディー語とウルドゥ語で全然違うが、お互いに言葉は通じるし、お互いの家族が今も分斷状態であるために近親憎惡に近いものがある。中でもというか、カシミール地方の領有權をめぐる争いが兩國対立の最大の要因だ。パキスタンにとって敵はインド以外に考えられないと言っても過言ではない。そのために軍勢力を強めて今日に至っている。

しかし、国力で言えばパキスタンは一億五千万人、インドは十一億人、軍の力を含めて国力は圧倒的に違う。子どもが大人に対抗するような構図がある。パキスタンが核兵器を持ったことも、対インドの安全保障というのが大きな理由だ。

一九七四年にインドが核実験をして、パキスタンはこれに脅威を感じた。当時のパキスタン首相は危機感を持って「国民が草を食してでも核兵器を持つ」と宣言をして、核武装を国家の安全保障上の最優先課題にした。

オランダ、スパイ行為で起訴

ところが核兵器を持つのはそんなに簡単なことではなく難しい。かなりの技術を必要とする。核兵器にはウラン型とプルトニウム型があつて、最初はプルトニウムを使った核兵器製造を考えていたと言われるが、当時のパキスタンの科学者たち

はそれができなかった。そこで、当時オランダに留学してヨーロッパの企業で遠心分離技術を身に付けていたカーン博士が注目されるようになった。

カーン博士は、インドからの独立に伴ってパキスタンに移住した。地元で物理学を勉強して、その後オランダ、ベルギーなどの大学で冶金やきんを専門とする勉強をした。大学を卒業してからオランダにある英国とドイツ、オランダの合弁企業などでは遠心分離機の技術を習得し、半分盗み出すようにしていろいろな機密を本国に持ち帰り、核開発に生かした。当時カーンがやっていたいわゆるスパイ行為はオランダでも知れ渡っていて、彼は一度、捜査当局に起訴されたが、書類上の不備というよく分からない理由で裁判はうやむやになった。これが一九八〇年代。カーン博士がパキスタンに戻ったのは七〇年代半ばだった。

カーン博士はウラン型核兵器製造に不可欠なウラン濃縮のための遠心分離技術の専門家で、核爆弾は核分裂で強いエネルギーを発することによって莫大な殺傷能力を生み出す仕組みだが、天然ウランはそれだけでは核分裂をしないので、核分裂を起こすウラン235の濃度を高める必要がある。これがウラン濃縮だが、核兵器用に90%以上に高めるために遠心分離機を使う。ごく単純に言えば、洗濯機の脱水機のような原理でまさに遠心分離をしてウラン235と238に分けて、ウラン235の割合を高めていく。カーン博士はそ

の道の専門家なわけで、一九八〇年代半ばにはカーン博士が主体となって核兵器の製造に成功したと言われている。

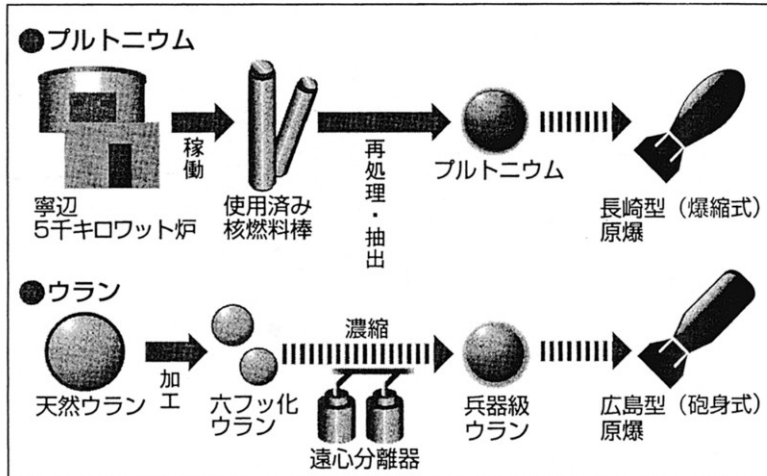
イスラム世界の核保有国

インドとの安全保障が一つ、それと同時に、カーン博士自身が愛国者であり、イスラム世界の中で最初に核兵器を持つ国になることにすごく執着をしていたこともパキスタンの核保有の大きな理由だ。カーン博士が当時、核拡散防止条約（NPT）体制について、五大国には核兵器保有を認めるが、他の国は認めない。非常に不平等だ、と講演などで話していた。

西欧社会優位を変えたいという意味合いもあった、今のイランが核兵器を持つとする動きに通じるが、イスラム世界で初めて核を持つという目的があつて事実そうだった。テロとの絡みでは、ビンラディンとかアルカイダのメンバーも核を持つことを求めていたという分析とか報道がされている。カーン自身がアルカイダと接触があったという説もあるが、これは分からない。彼の下で働いていた科学者たちが彼らと接触していたという情報はあつた。でも本当のところは分からない。まさに闇の中の話だ。

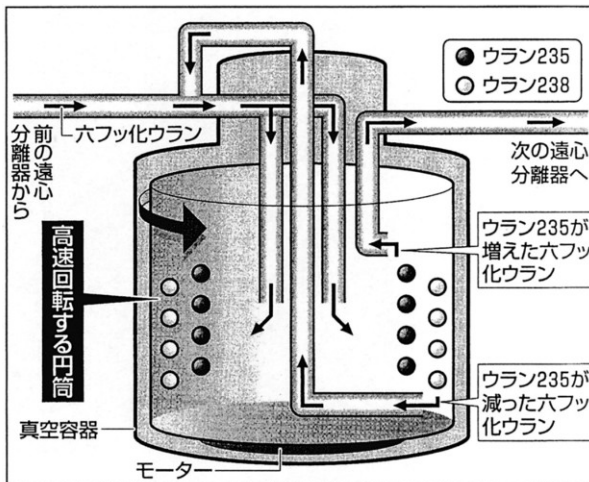
一九九八年五月にインドが二度目の核実験をして、その半月後にパキスタンも核実験をした。この核実験の成功がカーン博士の絶頂のときで、彼はパキスタンの英雄として尊敬を集めた。

北朝鮮の核開発 二つの路線



(朝日新聞社「核を追う」より)

遠心分離機の仕組み



(朝日新聞社「核を追う」より)

二〇〇四年二月に彼はテレビを通じて核の闇市場の存在を公表して、その後、自宅軟禁の状態になっているが、彼の英雄としての地位は変わっていない。ムシャラフ大統領は私と会見したとき、彼は市井の英雄であるという言い方をしたが、今も英雄であることには間違いない。ただ彼の口か

軟禁状態に

カーン博士が告白した闇市場の実態はよく分からないが、北朝鮮とかイラン、リビアに遠心分離機や設計図を中心に核技術のかんりのものを流出して巨額の金を得ていたことは間違いない。

一連の核の闇市場については、カーン博士が金

ら何が出てくるか分からない以上、彼を自由にさせるわけにいかないので自宅軟禁にしているとの見方が一般的だ。政府の厄介者扱いになっている。

目当てでやった個人的な犯行というのがパキスタン政府の公式見解だが、これだけ世界中に張り巡らされた闇ネットワークが政府・軍の関与なしにできるのか、という疑問は残る。欧米、日本を含めてメディアはそこを知りたがっている。アメリカとか国際原子力機関（IAEA）はカーン博士に尋問、事情聴取をさせろと言っているが、頑として拒否している。

二〇〇三年十二月ごろからカーン博士を自宅軟禁下において、パキスタン政府は彼を尋問して必要な情報は出しているという建前だ。イスラマバードの高級住宅地にカーン博士の公邸があるが、家の向かいに監視小屋があつて、軍の情報機関ISIという三軍統合情報部が二十四時間、常時監視している。写真を撮ることもできないし、彼がどういう状態にあるか分からない。カーン博士は六十九歳、昨年五月に心臓に不調を訴えて病院に運ばれたことがある。心臓に持病があると言われているが、一方で心臓に持病はない、健康な状態だという話もある。政府、軍が意図的に病氣だという情報を流している節があるようだ。

大統領インタビューに成功

カーン博士が何をやったのか、彼が口を開かない以上分からない。赴任して最初に思ったのは、昨年は広島、長崎の原爆投下から六十年、核拡散防止条約が発効してから三十五年。NPT再検討会議が国連であつた。

六十年に合わせて核の問題でスクープというか、何か関与できないかと考えた。パキスタンと北朝鮮を結ぶ核の闇市場の話は、巷間、報道ベースでは知られているが、何が本当で何がそうでないのか、ニュースのネタを取りたい。カーン博士にインタビューできれば一番いいが、それは無理。軍のトップであり、最高権力者であるムシャラフ大統領に直接話を聞きたいと思つた。パキスタンは北朝鮮からミサイル技術を得て、その代わりに核技術を取引したんじゃないかということもあつて、とりわけ北朝鮮の核問題は日本の安全保障に直結するので非常に関心が高い。インタビューを申し込んだのはもつと後だったが、行つてすぐ具体的な準備を始めた。

ところが日本のメディアが海外で国家元首に会うのは非常に難しい。日本を訪問するから、その前にちよつとインタビューを、ということでもない限り単独の会見は難しい。実際、私一人ではなく、共同通信の現地スタッフの協力を得て軍の関係者、有力者を攻めて会見に至る手続きを一つ一つ踏んだ。

ムシャラフ大統領自身が、カーン博士が北朝鮮やイランに遠心分離機を渡したことをおわすような、やったかもしれない、可能性がある、みたいな発言を昨年の三月ごろから欧米のメディアにしていた。昨年四月の終わりに小泉首相がパキスタンに行ったが、カーン博士が遠心分離機を十三機とその他もろもろを北朝鮮に渡したというニュ

ースを、NHKが小泉首相のパキスタン訪問に合わせてやった。

核の闇市場の一端

ニュースソースは分からないが、パキスタン政府が日本政府にそういう情報を伝えたという報道をNHKがして、遠心分離機供与に関してそろそろ何かメッセージがあるのではないかと考え、それにはまず会うことだと思つた。三、四月掛かつてやつと会えた。

単刀直入に、カーン博士は北朝鮮に何を渡したのかと聞いたところ、「広島、長崎を持つ日本人たちのセンチピティイは十分に分かる」みたいな、なあなあでかわされたが、そこでひるまずに、「約二十機渡したという情報が日本政府にいつているという話がある。これは本当か」と聞いたのに対して、「そうだ。彼は遠心分離機を渡した。パーツ&コンプリート（パーツと完全な形）だ」という言い方で認めて、さらにその他もろもろのことを初めて言明した。それでこの報道に至つた。

あのタイミングでなぜムシャラフは日本のメディア、共同通信に話したのかといろいろな人から聞かれるが、カーン博士に関する情報をパキスタン政府が独占していることによってかなりの批判が出ているので、それを緩和する目的があつたのではないか。それと日本のメディアに言うということとは、日本はパキスタンに対する大きな援助国

でもあるから、北朝鮮に対してまさに「センシティブな」日本との関係を考慮したのではないか。

報道ベースでは言われていることなので、ムシヤラフがしゃべってもパキスタンに害はない。せいぜい北朝鮮との関係が悪化するぐらい。共同通信のインタビュアーを受けるに当たってパキスタン政府は東京のパキスタン大使館に、共同通信の会見を受けるが、どうしたらいいかと打診をしたら、大使館ではやめた方がいいと言ったらしい。ちようど六カ国協議が開かれている時期で、たま休会中だったが、いたずらに北朝鮮を刺激するような発言をすべきではないと意見具申をした

【核の闇市場】パキスタンの核科学者カーン博士が中心となり、世界規模で張り巡らせた核技術や関連部品の闇取引網。核兵器開発につながりかねないウラン濃縮に必要な遠心分離機の技術や関連部品が主に流出した。二〇〇三年十月、博士の側近らの依頼に基づきマレーシア国内で製造され、リビアに送られる途中だった遠心分離の機の部品を積んだ船舶が、イタリア沖で同国当局などの臨検を受け発覚した。IAEAによると、日本を含め三十以上の国の政府や企業・個人が関与。パキスタン政府は「博士の個人的犯行」としている。

が、結局、インタビュアーを受けることになったと聞いている。

私の報道は、核の闇市場のほんの一端にすぎない。もっとおどろおどろしい内容をカーン博士・パキスタン政府は持っていると思う。その話が今後どこまで出てくるのか、私個人として非常に関心がある。私は核問題の専門家ではないが、核の闇市場問題に関して引き続き取り組んでいこうと思っている。

微妙な米―パキスタン関係

パキスタンの地政学的位置はアメリカとインドの関係、アメリカと中国の関係、中国とインドの関係に非常に影響を受ける。アメリカとインドが民生用の原子力技術に関して協定を結び、原子力の分野で米印が接近している。これはアメリカのダブルスタンダードで片やイランの核武装を阻止しようとする一方、NPTに加盟していないインドは別扱い、インドは「核流出をしない核保有国」というお墨付きを与えて、原子力技術を提供しましよというところらしい。

アメリカのエネルギー業界がインドという大きな市場を獲得したいという背景があるが、パキスタンにとっては大変な脅威。もともとパキスタンの核技術は中国から来たといわれているが、中国との関係を強化して擦り寄っていくのかと思っている。上海協力機構もあったが、ムシヤラフ政権が徐々にアメリカと一線を画すようになってき

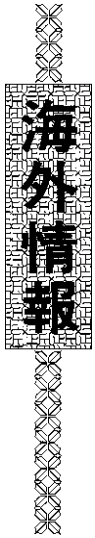
ている。

注目すべきイスラム原理主義の動き

来年パキスタンで総選挙がある。総選挙の結果を受けて国会が大統領を選ぶ仕組みだが、それに向けて政情が不安定化して軍のクーデターが起きるとか、ムシヤラフは一九九九年に就任してから三回（四回という説もある）暗殺未遂に遭っている。軍の中では米国寄りのスタンスを取っているが、それに不満を持つ連中が多く、クーデターがあってもおかしくないという見方も出ている。

中国とインドも今は関係が悪くないから、パキスタンとしてこれからどうなっていくのか。アフガニスタンの状況も安定化していない。パキスタンは過去タリバン政権を支援した国であり、イスラム原理主義に傾く要因は幾つかあって、軍の内部にもいまだにイスラム原理主義を信奉する勢力がある。

軍の中の若年層に愛国心プラスイスラム原理主義的な思想を持っている人が多いと聞いているので、いつそれが暴発して危険な状況になるか分からない。パキスタンの状況が怪しくなれば、インドとの関係がこじれる。インドは巨大な市場として注目されているので、日本への経済的な影響も出てくると思う。インド―パキスタンは、過去たびたび核戦争一步手前の状態までいっている。（本稿は六月二十一日、同盟クラブで行われた講演の一部を要約した）



海外情報

独WAZグループの進出9カ国目

旧東欧圏のほぼ全域手中に

旧東欧諸国を中心に今日まで海外八カ国に進出し、海外伸長の先端をいくドイツ第二位の「WAZ」グループ（以下「WAZ」）が、今年五月にスロベニアにも勢力範囲を拡大、さらに既に進出しているセルビアで新たな新聞の買収にも乗り出している。

スロベニアで進出の対象としたのは、同国第三位の日刊新聞『ドネウニク』である。ところが、この新聞の株はさまざまな株主の間に分割されており、最大の株主は国営の出版社DZSで『ドネウニク』と週刊紙『ネデリスキ・ドネウニク』の株の五一%余を所有するほか、オーストリア第二のメディアグループ「シュティリア」が二六%弱を所有、さらに国営のペンション基金が一〇%の株主であり、そしてマリボルで発行されている地方有力紙『ヴェチェール』が六・五%を所有するという複雑な所有関係の下にあった。

こうした事情の中で、「WAZ」は手間のかかる交渉の後、五月下旬に国営の出版社DZSと半々の持ち分でジョイントベンチャーを設立する契約を結ぶことに成功した。この結果、ジョイントベンチャーによって生まれた共同事業体が、D

ZSが所有していた五一%余の『ドネウニク』の株を引き継ぐことで最終決着に至った。この後は、二〇%以上の株の取引を対象とするスロベニア文化省の認可を待つことになる。

「WAZ」はさらにこの直後に、セルビア最大の街頭売り大衆紙『ヴェチェルニエ・ノーヴォスチ』を手中に収めるため、同紙の株主たちに一株当たりの金額を提示して、買収の申し出を行った。既に昨年、同様の申し出を行ったが、所有関係をめぐる問題で中斷を強いられたのに続く二度目の試みであった。

同紙の株は六三%余りを小規模株主が所有するが、残る株は国家の所有であり、以前から国家所有株の売却には国家連合を組んでいた両国のうちセルビアが九三%強、モンテネグロが七%弱の比率で配分する取り決めとなっていた。ところがこの分割ルールにセルビア側が異論を唱えたことが、中斷の理由であった。「WAZ」が再挑戦に踏み切った背後には、最近のモンテネグロ独立による両国関係の変化が、交渉進展の可能性を高めたとの判断があったとみられる。

「WAZ」が最初に海外進出したのは隣国のオーストリアで、一九八七年以来、約百万部を発行する同国最大の街頭売り大衆紙『ノイエ・クローネン・ツァイトウング』と第三位の『クリーア』の株をそれぞれ五〇%ずつ支配してきた。

東欧諸国への進出は、八九年に東欧諸国の社会主義体制が一斉に崩壊した「東欧革命」直後から

のことで、まず九〇年にハンガリーに進出し、今日までに『ザライ・ヒールラプ』などの地方日刊紙五紙や広告新聞十紙などを支配下に置いた。

次いでブルガリアに九六年に進出して、同国最大の『ドネヴェン・トルード』、第二位の『二十四時間』、唯一の夕刊紙『ノシユテン・トルード』などを支配する。九八年にはクロアチアに進出、同国第二位の『ユタルニ・リスト』などを傘下に収め、さらに二〇〇五年にはダルマシヤ地方の有力紙で全国第三位の『スロボダナ・ダルマシヤ』などへも支配を広げている。

ルーマニアには〇一年三月の進出で全国紙『ロマニア・リベラ』を支配、同じ〇一年の十月にはセルビアに進出して、バルカン諸国に広く知られた『ポリティカ』を支配下に収め、〇三年十二月には有力地方紙『ドネウニク』も買収する。

一方、〇三年三月にはモンテネグロに進出、同国新聞市場の約三七%を占める『ヴィエスティ』を支配下に置き、続く同年五月にはマケドニアに進出、主要新聞社三社を支配し、それぞれが発行する『ドネウニク』『ウトリンスキ・ヴェスニク』と『ヴェスト』を傘下に収めた。

そして今回のスロベニア進出で「WAZ」は、わずかな一部の国を除く旧東欧圏バルカン諸国のほぼ全域に手を広げたことになる。はたして「WAZ」は、これからどこへ向かおうとしているのであろうか。

（広瀬 英彦 東洋大学名誉教授）

根深い問題浮き彫りに

ロンドン同時爆破テロから1年

小林 恭子

(在英ジャーナリスト)

昨年七月七日、ロンドンの地下鉄とバスで発生した爆破テロは、五十二人の犠牲者、八百人以上の負傷者を出した。実行犯とみられる四人はいずれも自爆で命を落としている。全員がイスラム教徒で、三人は英国で生まれ育ったパキスタン系移民二世、一人がジャマイカ生まれで英国に長年住

国民にテロの原因に関して問い掛けをすれば、「犯罪人と一緒にしないでほしい」という答えが返ってくることも多々ある。原因究明がスムーズに進まない背景要因と最近目に付いたメディア報道の具体例を挙げてみたい。

ビデオの自由

んでいた青年だった。9・11米国大規模テロ以降、同様のテロが英国に起きるのは時間の問題とされてきたが、イスラム教過激主義のテロリストと言えは英国の外からやってくるもの、とする漠然とした認識があったため、テロの惨事とともに犯人像が判明すると大きな衝撃が走った。

まず、爆破テロの概略だが、実行犯とされる四人はリーダ―格で英国生まれのモハメド・サディク・カーン容疑者(一)、と、シェザード・タンウィアー容疑者(二)、ハシブ・フセイン容疑者(三)、そしてジャマイカ生まれで幼少時から英国で暮らしたジャーメイン・リンジー容疑者(四)。七月七日朝、爆発物が入ったリュックを抱え、乗車したロンドンの地下鉄三車両、バス一台でそれぞれ自爆テロを発生させた。

テロ発生直後から現在まで、英国民を悩ませてきたのが、「何故?」という部分だ。現在までにテロの経緯などに関する調査報告書が三つ出ているが、家族や知人が「どこにでもいる普通の青年」と評する若者たちが、何故どのような過程でテロ行為に走ったのか、肝心の部分は十分に説明されていない。

イスラム教徒の青年たちが起こしたテロと言っても、イスラム教徒のみに適用されるようなテロ根絶策は歓迎されない。うっかりイスラム教徒の

爆破テロから一周年の前日、犠牲者の家族や生存者にとって衝撃的なビデオが放映された。タンウィアー容疑者のテロ決行前のメッセージが入ったテープが中東の衛星テレビ局アルジャジーラで放映され、これを英メディア各社が再放映したのだ。この中でタンウィアー容疑者は、「あなたたちが目撃した『テロ』は幾つもの攻撃の最初で、

イラクやアフガニスタンから軍隊を撤退しない限り、さらに大きな攻撃が続く」と述べていた。人さし指を振りかざしながら話す様子は、昨年九月に放映されたテープの中の、カーン容疑者のしぐさや言葉遣いとほぼ同一だった。

タンウィアー容疑者の出演部分は三十分のテープの中のごく一部で、他はアルカイダのナンバー2と言われるアイマン・ザワヒリ容疑者などが登場。カーン容疑者とタンウィアー容疑者がアルカイダの軍事キャンプで訓練を受けたと主張した。英専門家らの間では、容疑者たちがアルカイダの動きにインスピレーションを受けた可能性はあるが、アルカイダからどの程度指令を受けたのか、メンバーなのかどうかは現時点では不明、とする見方が強い。アルカイダ自体がこれまで思われているほどには組織化されていないという説も根強い。しかし、ビデオを見て、容疑者たちがアルカイダのメンバーであると受け取る若者たちが少なからずいる可能性は高い。アルカイダのプロパガンダ戦略を見せ付けられた思いだった。

大きくなったかしみ

ブレア首相は、テロ発生直後からイスラム教過激主義根絶のための行動を開始している。昨年八月の会見では「ゲームのルールは変わった」と宣言した。より厳しい反テロ策を法案化し、過激主義思想を広める幾つかのイスラム教団体の存続を禁止すると述べ、イスラム教団体のトップや指導者らを官邸に呼び、今後を話し合った。

しかし、ブレア氏のもくろみは思うように進まなかった。非合法化するとした団体は名称が変わっただけで今でも存続している。新たなテロ法は今年四月施行されたが、当初、首相はテロ容疑者の起訴前の拘束期間を現行の十四日間から九十日間に延長することを望んだが、人権侵害の恐れがあるとする議員からの反対に遭い、二十八日間に削減された。テロを褒めたたえるような発言を取り締まる条項は入ったものの、思想統制になると人権団体から強い非難を浴びた。

これまで協力関係にあったイスラム教指導者らとのきしみが大きく表面化したのは最近だ。昨年のテロ発生直後の記者会見では、ブレア首相は、国内のイスラム教徒たちを刺激しないようにという配慮から、「多くのイスラム教徒たちは法を順守する市民であり、ともに今回のテロを非難している」と語り掛けていた。ところが今年七月四日の下院連絡調整委員会では、「穏健イスラム教徒たちは、過激思想を持つイスラム教徒に対してもっと厳しく当たるべきだ。政府がイスラム教社会の過激主義を根絶することはできないのだから」と述べている。

実行犯の一人カーン容疑者は自爆テロ用ビデオの中で、英政府のイラクへの武力侵攻など外交政策を痛烈に批判していた。西欧が世界中のムスリムを犠牲にしている、などとする考えに、イスラム教指導者らが強く反駁^{はんぱく}せず、むしろ一種の共感を持っていることをブレア首相は暗に批判し、

「こうした考えは間違っている、イデオロギーが非常におかしい、と相手にはっきりと言うべきだ」と言い切った。

また、犠牲者の遺族やイスラム教団体の一部が望んでいる7・7テロの原因究明のための独立調査の開始は、「テロの危険が差し迫っている現在、警察や情報機関がテロを防ぐことに全力を尽くすことが重要」として退けた。

ブレア政権と緊密な協力関係にあった英ムスリム評議会の前事務局長のイクバル・サクレーン氏は、「ブレア氏が独立調査の開始を大した理由もなく拒否している。私たちは、ロンドン・テロの教訓を得たい。何がどのように、そして何故起きたのかを知りたいのだ。まだ答えはでていない」と指摘している。

イスラム教徒の国會議員サディク・カーン氏もブレア首相に批判的だ。イスラム教指導者側は六十四の推奨事項を政府に提言したが、実行されたのは三つだけだったという。「イスラム教指導者を相談と対話のために丘に登らせておいた後で、手ぶらで丘を下らせたようなものだ」。

イスラム教徒の疎外感を深めるきっかけをつくる事件が六月上旬、東ロンドンで起きた。数人の警察官がバングラデシュからの移民二世の兄弟の自宅を捜査。この過程で発砲し、兄が胸を撃ち抜かれた。「信頼のおける筋からの情報」で化学兵器を捜していたと警察は説明した。兄弟の自宅前には大きな白いテントが設置され、百人以上の捜

査官が家とテントを出たり入ったりした。結局、化学兵器は見つからなかった。兄弟は涙ながらの会見を開き、警察に謝罪を求めた。

この事件は、イスラム教徒の国民の7・7テロ後の治安に対する不安感、警察に対する不信感を増大させた。兄弟の釈放から十日ほどたって行われた地元での抗議デモには、地元以外からの参加者約千人の姿があった。

「私には関係ない」

英国で今回のテロの原因を究明しようとする時、難しい点の一つは、テロを起こした若者たちとテロにかかわらなかつたその他のイスラム教徒たちとをどう位置付けるかだ。「イスラム教徒」として一つのグループにくくられることを嫌うイスラム教徒の国民は多い。

例えば『インディペンデント』紙のコラムニストでイスラム教徒のヤスミン・アリバイブラウン氏は、常々、ロンドン・テロの実行犯のような過激思想を持つイスラム教徒と自分とは「一切関係ない」と言い続けている。

BBCジャーナリストで現在アルジャジーラのジャーナリスト、ラゲール・オマール氏も自分自身がイスラム教徒だが、近著『ハーフ・オブ・ミー』の中で、テロ事件の議論の中で、いかに非イスラム教徒の国民がイスラム教について無知であるかが分かったとして、「イスラム教徒だけが問題を解決すれば社会の問題が消える」と考えるのは間違っている。「他の人にイスラム教徒がどう

あるべきかを語られたくない」と書いている。

ロンドン同時テロ以降、イスラム教徒に対する警察の路上質問の頻度が増え、東ロンドンの兄弟のように警察から暴力的な捜査を受けるといった事態が起きているが、こうした状況に対し、少ない人数のイスラム教徒の国民が不満を感じ、その一部は英政府や当局に対する批判的思いを抱くようになっていく。こうした不満は頻繁にメディアでも報道されてきた。

元保守党政治家で、今はコラムニストのマイケル・ポーター氏は別の見方をしている。『サンデー・タイムズ』紙の七月九日付コラムの中で、氏は、イスラム教徒たちは爆破犯の犠牲者であり、国家や警察の権力の犠牲者ではないことを直視するべきだとしている。イスラム教徒たちが疑惑の対象で見られるとしたら、そういう状況を作り上げているのは、「イスラム教の名の下で殺人を犯す爆破犯」なのであって、英政府や警察ではない。「全員で相手の価値観に対して不寛容な人々に対抗していこう」と呼び掛けている。

BBCも市民記者の受け手に

不幸なテロの日となった昨年の七月七日は、「市民記者」によるジャーナリズムが英国で一斉に開花した日ともなった。爆破テロが起きた地下鉄の構内の息苦しい様子を生々しく伝えたのが、携帯電話で撮った映像だった。BBCや各テレビ局は早速こうした映像を放映。乗客ばかりではなく、テロが起きた地下鉄駅あるいはバスの近辺を

通りかかった多くの人々が、傷付いた乗客の様子、救急隊の仕事ぶり、無残に破壊されたバスの姿などを頻繁に携帯のカメラで撮り、これがメディアの画面、紙面を飾った。

メディアに市民が無料あるいは有料で映像も含めた情報を提供することはこれまでもあったが、突発的な事件が起きた場合に、一般市民が競うようにして携帯から画像を送るという行為は7・7同時テロで大きな注目を集めた。特に国内最大の放送業者であるBBCがこうした情報の大きな受け手となり、ウェブサイトなどを通じて視聴者からの情報提供を歓迎した。メディア問題を継続して追っている『ガーディアン』紙をはじめとした既存メディアは、「市民ジャーナリズムの誕生」「プロの記者ももうかうかしてられない」など、市民記者たちをもてはやした。

一年後、携帯を利用して画像情報を送るという形での市民記者の存在は当のガーディアンのネット担当コラムニスト、エミリー・ベル氏が七月三日付紙面で言うように、「ほとんど全く話題に上らなくなった」とはいっても、主に携帯を通じて目撃情報・画像を送るという行為が廃れたわけではない。テロ当日、BBCは爆破テロに関する二万二千通のメール、三百の写真あるいは動画（そのうちの五十枚は爆破発生から一時間以内）を受け取った。現在、大きな事件がない場合でも、毎日一万通のメール、一週間に二百枚の写真あるいは動画を受け取るという。

一市民の行動をカメラが追う

最後に、テロ関連で特に印象深かった番組を紹介したい。

七日夜、ガールフレンドをテロで亡くした男性グス・アリ氏が、実行犯の一人ハシブ・フセイン容疑者の父親の自宅を訪れる様子をBBCが放映した。アリ氏は、何故テロが起きたのかを知りたくて、父親との面会を求め、手紙を何度か書いたが、返事をもらえなかった。

アリ氏は、何の予告もなく、容疑者の父マムードさんの自宅を訪問する。「あなたの息子が私のパートナーを殺したんです」。最初はアリ氏と話すことを拒んだ父親だったが、「息子がやったとは思っていない。誰も証拠を見せてくれない。事前に知っていたら、足を折ってでも、刑務所に入れてでも、やめさせた」と語る。

他の三人の容疑者のことも知っていたとして、「いい少年たちだった」と表現する。アリ氏が、「何故テロを起こしたと思うか」と聞くと、マムードさんは「暗闇の中にいる。理解できない。答えを探している」と苦しい表情を見せた。アリ氏は同情を感じ、マムードさんの手を握った。

事前の承諾を取らずに、テレビカメラ片手に相手の自宅に押しかけるのはプライバシーの侵害など問題がある手法であろうし、暴力ざたとなる可能性もあって冒険だが、番組は、悲しみから立ち直れない犠牲者の家族や怒りを感じる市民に対して、一定の癒やし効果を与えたように見えた。

海外情報

AOL、ネット検索サイトに白旗

柔軟な広告モデルへの転換で巻き返し

二十一世紀の幕開けと同時に映画、出版、ケーブルテレビ、インターネットなどをラインアップさせた総合メディア企業として大規模な合併を果たしたタイムワーナー社は、近年苦戦が続いている。この中、一番の成長株と目されたアメリカ・オンライン(AOL)はネット検索サイトの広告モデルに白旗を掲げて、月決め徴収の固定収入獲得から柔軟な広告モデルへの転換を検討している。

一九九〇年代、民主党クリントン政権下で展開された「ネットエコノミー」は、市場から過剰なまでの投資資金を集めた。時代の寵児として急成長を遂げたAOL社は二〇〇一年にメディアの巨人、タイムワーナー社を買収し、AOL・タイムワーナー社となった。しかし、ネット社会の浸透とビジネスの拡大が二〇〇〇年のネットバブル崩壊の影響で期待通り実現されず、〇二年、社名はAOLを外して「タイムワーナー(Time Warner社)」に戻された。

インターネットプロバイダー事業としてAOLは存続しているものの、近年、検索サイトのグーグル社によるネット広告誘導モデルに圧倒されるばかりである。無料電子メールサービスなど広告

収入を活用して魅力的なサービスを提供するグーグルに対抗して、AOLはこのほど、高速ネットアクセス利用者に向け、メールサービスなどをすべて無料で提供する戦略を検討しているのである(『フィナンシャル・タイムズ』FT 7月7日)。二十億ドル(二千三百億円)にも上る年間の契約収入獲得を見送ってまでの決断は、グーグルやファーストの広告モデル戦略にいったんは白旗を揚げ、同じ事業環境で再度勝利を目指すという意思を示したものである。

TWネット戦略の中心は、AOLのジョナサン・ミラー最高経営責任者で、他社の高速ネット接続サービス、またはダイヤルアップ接続サービス契約者に対し、AOLサービス料金を無料とする方針を打ち出した。現行AOLのダイヤルアップ接続サービス契約者は引き続き月額二十五ドル九十セントを払うこととなる。他社のインターネット接続サービスを利用してAOLサイトにアクセスしてくるユーザー会員の料金を無料とすれば、引き続きAOLサイトへの大量アクセスが確保でき、これまで以上の広告投入が期待されるというのである。人気の高いフリー電子メールサービスは、ユーザーを引き留める強力な武器ともなる。AOLの契約者数は千八百六十万だが、高速ネットプロバイダーに会員をかなり奪われ、第一四半期には八十五万の契約を失った。〇二年には、二千六百五十万契約を誇ったAOLの勢いは弱まるばかりである(『WSJ・オンライン』7月11日)。

AOLは〇九年までの間に十億ドルに上る営業利益を犠牲にする覚悟でこの新戦略に臨む。月決め課金サービスを広告費の獲得を当て込んだ無料サービスに転換することで、時間をかけて利益創出の体制を作り上げる方針である。AOLのネット接続収入は〇六年の十六億ドルから〇九年には八億ドルまで縮小すると予測されている。一方、広告モデルによる営業利益率は、一七%(〇六年)から四二%(〇九年)へアップすると期待される。

AOLの広告獲得は〇四年以来、年間三五%の拡大をみせている。AOLの新戦略を親会社TWNの担当役員として指揮するのはジェフ・ビュクス社長で、リチャード・パーソンズ会長の後継と目されている。次期会長の座を射止めるためにもネットバブル崩壊後以降、厄介者扱いされてきたAOLを再浮上させたい。AOLの新戦略は、長年のビジネスモデルを根底から覆すため、リスクも大きい。

今回の報道は『ウォールストリート・ジャーナル』WSJ・オンライン(7月7日)が先行して報じ、『FT』(7月7日)などが後追い取材でTWに確認したが、裏付けがとれなかった。内部でもまだ慎重に検討が続いている証拠とみられる。『WSJ・オンライン』(7月11日)はカスタマーサービスやマーケティング部門で千人単位の大規模雇用カットの可能性があるとも指摘しており、従業員からの強い反発も予想される。

(金山 勉)上智大学助教授

モスクワで世界新聞大会を開催 「戦略的な革新」でホットな討議

山口 光
(共同通信社社長室顧問)

「イノベーションの新時代、世界の新聞産業がどう戦略的な革新を行うべきか」——世界新聞協会(WAN)の第五十九回世界新聞大会・第十三回世界編集者フォーラムが今年六月、モスクワで開かれた。世界百十カ国から主要新聞、通信社などマスメディアの経営幹部や編集幹部約千七百人が参加して報道の自由や、デジタル化の進展の中で、大きな挑戦を受けているメディア界の課題について真剣な討議を行った。

06年世界新聞情勢報告を発表

クレムリン大会宮殿でプーチン・ロシア大統領が出席して行われた開会式典では、ガビン・オリリーWAN会長が開幕演説で「ロシアでは政府機関がメディアへの圧力を強めているという批判があり、民主的な報道の自由が保障されているとは言いがたいこの国で世界新聞大会を持つことには強い批判もあった」とプーチン政権のメディア統制を批判、ロシアでの報道の自由と民主主義の推進を訴えた。これに対してプーチン大統領は「ロシア人は民主化の選択をした。マスメディアの自由はその選択の覆すことのできない最も重要な保証である。十五年前にはクレムリンの宮殿の中

で、世界のプレスの代表が集まって会議を開くことなど想像もできなかった」と反論した。

大会で発表された「二〇〇六年世界新聞情勢報告」は、オンライン・メディアの挑戦を受ける中で、世界の新聞読者数が〇五年、アジアでの新聞部数の拡大によって増加し、前年比〇・五六%の増加となり、〇一年からの五年間で六%増となったことを明らかにした。また新聞の広告収入が、前年比五・七%伸び、過去四年間で最大の成長を遂げたことを明らかにした。

ティモシー・ボールディングWAN事務局長は「全体でみると紙でもオンラインでも新聞の読者数が増加した。これは無料日刊紙からオンライン版まで、ニュースの多様な配信方法を展開して読者へのサービスを拡大してきた努力の結果だ」と分析している。しかし部数増加は中国、インドなどのアジアでの新聞の急成長によるもので、米国では二・三三%減、日本では〇・九七%減、EUでも〇・六一減など、先進国のほとんどで新聞が部数減少に悩む実態も明らかにされた。

「情報商品の革新」のセッションでは、成熟市場の中で、未来志向の新聞作りで成功を収めている

る英国の新聞企業の代表らがそれぞれの社内イノベーションの成果を紹介した。

未来の新聞と情報商品の革新目指す

『ザ・タイムズ』などを発行している英ニューズインターナショナル社のレス・ヒストン会長は「伝統的な新聞経営は今、地殻変動にさらされているが、われわれは紙でも、オンラインでもどちらにも対応できるコンテンツを持ち、技術を持ち、さらにわれわれを信頼する読者を持つている。読者が喜ぶ情報を届けるのがわれわれの役割だ。読者やユーザーは情報への信頼を求めているのだから」と楽観的な見方を示した。

大胆な紙面改革とオンライン化を進めて成功を収めている『ガーディアン』のキャロリン・マツコール代表取締役はタブロイド判への移行と、オンライン新聞の充実を同時に行った経験を披露した。『ガーディアン』はタブロイド判にしてから、部数が三十五万四千部から四十万三千部にまで拡大、オンライン版のガーディアン・アンリミテッドは世界で千三百万人のユニークユーザーを抱えており、どちらも高い評価を得ているという。

人民日報副社長で中国報業協会代表の楊振武氏は「中国が進むインターネット革命に備えて」というテーマで、中国新聞界のインターネットへの取り組みを紹介。毎日一億部以上の日刊紙が発行され、世界で最大の新聞市場となっているが、インターネットの新聞への挑戦は中国でも深刻で、中国報業協会は既存の新聞の保護とニューメディア

アの発展の両方に力を割いていると述べた。

案内広告がオンラインで52%増

「新聞の未来を描く」セッションでは、ネット社会の進化の中で変化する読者のニーズや、広告主の要求や行動に対応する戦略的なビジネスモデルが何かをめぐって、急激に伸びているオンラインでの案内広告（クラシフィードアド）の現状や新聞のウェブサービスの双方向性、ブログの発展による参加型のジャーナリズムへの対応、若者や新しいターゲットを引き付けるメディアの在り方などさまざまな課題をめぐって討論が行われた。

WAN特別プロジェクト担当部長のマーサ・ストーン氏は案内広告がプリントからウェブのオンラインへと急激な転換を遂げている現状を紹介、四十五カ国百五十九の新聞社を調査した結果、五二%の新聞社がオンラインの案内広告からの収入が増加していると回答、紙の新聞の案内広告が伸びたと回答した社は五・三%にすぎなかった。

フリーペーパーについては、世界十九カ国八十八都市で、無料紙を発行している最大手のメトロ・インタナショナルのペレ・テルンベルク社長兼CEOが「無料紙は今後も世界中で成長していくことは確実で、既存の新聞が無料紙をつぶそうとしても無駄だ。有料紙が無料紙を発行してわれわれと対抗しようとしているが、コストがかかるだけで、収益を上げることは難しいだろう」と述べ、有料紙に対抗して無料紙ビジネスが今後も伸びていくことに楽観的な見方を示した。

世界編集者フォーラムでは、グローバルなネット社会の深化と、デジタル化、IT化の進展の中で、新しい情報媒体が参入しているときに、新聞が編集面でどのような改革・革新を行うべきか、また自由な情報発信を求める若い世代に向けて新聞がどう変革されていくべきか——二十一世紀の新聞編集者が直面している課題を討議した。

米コロンビア大学のエリ・ノーム経済・財政学教授は、若者たちの新聞離れについて「若者たちは新聞代を払いたくないから新聞を読まなくなっているわけではなく、ネットなどの新聞以外の情報媒体でニュースを得ており、新聞に金を払う必要が少なくなっているからだ。情報技術の変化と発展の中で起きている社会構造上の問題で、世代的に片付ける問題ではない」とした。

市民ジャーナリズムと新聞

ブログによる市民の情報発信に新聞がどう取り込むべきかをめぐって、参加型のオンライン百科事典として成功を収めているウィキペディアの創立者で代表のジミー・ウェイルズ会長を囲んで議論した。

同会長は昨年一年間にウィキペディアが十倍に成長、英語版では百万項目を超えて、ブリタニカとマイクロソフトのエンカルタを合わせたよりも大規模になったことを報告、一カ月に五十億ページ・ビューを記録していることを明らかにした。ブロードバンドの発展の中で、マルチメディアとの融合が印刷媒体の新聞にとって大きな課題と

なっていることも関心の高いテーマだった。

『ワシントン・ポスト』の電子版編集主幹であるジム・ブレイディ氏は、ポスト紙が紙の新聞と、オンライン、ビデオ、ラジオなどの各媒体でニュース編集の統合に社を挙げて取り組んでいる実態を報告した。

通信社の未来

『フィナンシャル・タイムズ』(FT)米国版編集長のK・フリーランド氏がデジタル化の中で、編集局やジャーナリズムの在り方、ビジネスモデルがどう変化しているかなどについてFTの経験を紹介、「読者は新たなオンラインサービスを求めている」という演題で報告した。

「ポータル・サイトと通信社——新聞の新たな脅威か？」も最も注目されたセッションの一つ。

AFPのピエール・ルエツト社長は新しいメディア環境における通信社の未来はあるのか？という問いに「YESだが、しかし危機感を持って」と答え、十年間のウェブ事業展開で得た経験から「二十四時間のニュース、グローバルなネットワーク、信頼できるコンテンツの提供を要求している。通信社が力を発揮できる環境だ」と積極的に評価した。

WANはこの大会でオライリー会長の再任を決めたほか、二〇〇八年の世界新聞大会をスウェーデンのエーテボリで開くことなどを決めた。二〇〇七年のWANの世界新聞大会は南アフリカのケープタウンで開かれる予定である。

J・R・ケネディ氏の墓地进行改修

「国際通信社」設立に尽力

東京都港区の青山霊園にジョン・ラッセル・ケネディ氏が眠っている。

ケネディ氏は一八六一年アイルランド生まれ。米『ワシントン・ポスト』の社会部長を務めた後、一九〇七年にAP通信社東京支局長として来日した。伊藤博文、山縣有朋、桂太郎、西園寺公望などの元勳とも電話一つで面会できるほどの信頼を得て、日英同盟や対露対欧政策などの国家最高政策の決定にも関与し、貢献したといわれている。

大正初め、米カリフォルニアで「排日土地法」が成立、外国に日本を理解させる努力の不足が指摘され、ナショナル・ニューズ・エージェンシー設立の機運が高まった。渋沢栄一、井上準之助、樺山愛輔などの財界人や有識者がこれに同調、ケネディ氏の協力を得て、一九一四年に日本最初の対外報道機関である「国際通信社」が設立され、同氏が総支配人に就任した。共同、時事両通信社のルーツである「国際通信社」は一九二六年に解散、日本新聞聯合社に引き継がれ、その後同盟通信社へと改組されていった。

「通信社史」によると、ケネディ氏はAP通信社東京支局長当時、AP本社に打電する記事は「常に日本に対して好意的な——少なくとも善意に裏付けられたものであった」と書かれている。

このことが当時の在日外国人の間で問題になり、ロシア・ペテルブルクへの転勤を命ぜられてしまう。この転勤命令が対外通信社の設立に協力するきっかけとなったようである。同氏は、一九二八年に赤坂葵町の自邸で病没した。一九一一年に勲三等瑞宝章、第一次大戦後の一九二〇年には破格の勲二等瑞宝章（一時賜金千八百円）に叙せられており、日本への「貢献」を物語っている。

一九五七年（昭和三十二年）、当時の松方三郎専務理事が青山霊園を管理している東京都に対し、ケネディ氏の墓所を「共同通信が永久に維持・管理し、他の人を葬らない」との申し入れ書を提出、以来五十年にわたって管理を続けている。墓所外さくの傷みが激しく危険となったため修



J・R・ケネディ氏の墓銘（青山霊園）

繕工事を行い、先ごろ完了した。外さく修繕と同時にツゲとツツジを植樹した。ケネディ氏は気持ちよく眠っているのでは思っている。

ケネディ氏の墓所の近辺には、明治の元勳など歴史上の有名人も眠っている。緑濃い青山霊園で、散策を兼ねて歴史に触れてみるのも楽しい。墓所は霊園内の東側、霊園通りから東四通りに入り、「ロー八区二種一八、一九側三番甲」にある。

（船木 いずみ 共同通信社総務局総務部）



改修されたケネディ氏の墓地全景

忠実な模写に創作性はない

マスメディア関連の裁判を見る (25)

(東京地裁平成一七年(ワ)第一〇七九〇号)
 著作権侵害差止等請求事件

佐藤英雄

江戸時代作の浮世絵の模写に創作性があるかどうかが争われた事件。東京地裁(設楽隆一裁判長)は平成十八年三月二十三日、原告の模写作品

四点のうち、浮世絵を忠実に模写した二点には創作性がなく、模写の際、手を加えた二点には創作性に当たるとして、転載した書籍を発行した出版社に、同書籍の増刷や販売などの差し止めと二十八万八千余円の損害賠償を認める判決を言い渡した。

原告は『江戸庶民風俗図絵』など

原告は、東京美術学校日本画科を卒業後、挿絵の仕事をした後、四十年にわたり、江戸風俗の研究者として資料画の制作を行った。昭和三十八年から平成十五年にかけて順次、江戸時代に制作された浮世絵を参考にし、それらを模写して解説した『江戸商売図絵』、『江戸吉原図聚』、『江戸物売図聚』、『江戸庶民風俗図絵』、『明治物売図聚』、『江戸職人図聚』、『江戸年中行事図聚』、『江戸見世屋図聚』をそれぞれ執筆刊行した。昭和四十三年、『江戸吉原図聚』で第一回日本作家クラブ賞を、昭和六十二年、『江戸庶民風俗図絵』、『江戸職人

図聚』などで第二十一回吉川英治文化賞を受賞した。本件訴訟を起こした後の平成十七年六月十五日に死亡し、長男が遺産分割協議の結果、著作権と本件の損害賠償請求権を受け継いだ。

原告絵画1と3は、上記『江戸商売図絵』に、同2は上記『江戸物売図聚』に、同4は上記『江戸庶民風俗図絵』に、それぞれ収録されている。

被告の柏書房(株)は、一般書、専門書、辞事典、資(史)料集の出版・販売業で、平成十三年四月二十五日、『図説江戸考古学研究事典』(江戸遺跡研究会編)を発行した。同事典の百八十六頁に原告絵画1の一部を切り抜いて掲載、同二百五十八頁に原告絵画2と3、同三百六十頁に原告絵画4を、それぞれ掲載した。

その1の原画は、江戸時代の酒屋の店先で、右手にほうきを持って、店外に逃げ去る小僧をしかりつけようとする主人らしき老人を、番頭らしき人物が土間からなだめようとしている様子を描いた浮世絵。

その2の原画は、「番頭空屋敷」と題する怪談を描いた浮世絵で、右下に描かれた古井戸から幽

霊が飛び出した様子と、これを見て、前後に各一つの木箱をつるして左肩に担いだ天秤棒(てんびんぼう)のひもから驚きのあまり思わず右手を離してしまった焼継ぎ師(やけつぎし) (砕けた陶磁器の修理屋)の姿が後方から描かれている。

その3の原画は、崇徳院の和歌(瀬をはやみ岩にせかるる滝川のわれても末に逢はむとぞ思ふ)と焼継ぎ師の仕事とを掛け合わせた狂歌(岩にせく瀧の模様の瀬戸もののわれても末にあわすやきつぎ)とを組み合わせた遊び画。まげを結び、ひげをはやした高貴な人物が、薄笑いを浮かべながらあぐらをかき、割れた瀬戸物に筆で焼継ぎ用の薬を塗っている様子や割れた瀬戸物の破片が散らばっている様子が正面から描かれている。

その4の原画は、月夜の晩に、家の座敷で三味線を弾く男性と子供をあやしている女性の間に、蚊を追ひ払うために置かれた「蚊遣り」(蚊いぶし)と蚊遣りから立ち上る煙、松葉の入ったかご、うちわ、徳利(とくり)などが置かれたお盆などが描かれた浮世絵である。

忠実な再現にも創作性ありと原告

原告の主張によると、模写作品は通常、①模写制作者が原画を自らの目により認識する行為と②その認識を模写作品に再現する行為という各過程を経て制作される。一般に絵は、それを見る人の「個性、好み、洞察力」などに応じて、その姿を変えられるものであるから①の認識行為において、各自の目に映る絵もそれぞれ異なることになる。さ

らに②の再現行為は、シャッターを押す一瞬で再現行為が完了してしまう写真撮影とは異なり、終了までに一定の時間を要するから、再現行為の間、模写制作者は、絶えず原画と向き合うことにより自己の認識を新たに修正し、新たな認識に基づいて新たな再現行為を行う(①認識行為と②再現行為間の往還)。②再現行為段階においても、「忠実な再現」とは、あくまでもさまざまな個性を持った各模写制作者にとっての「忠実な再現」にほかならず、結局、模写する者の数だけ異なった再現行為が存在することになる。そのため、仮に模写制作者の目に映った絵が同一で、かつ、模写制作者の技量が同一であっても、ほぼ同じ絵がそれぞれ再現されるわけではない。従って、模写制作においては①認識行為②再現行為の各過程において、原則として模写制作者の創作性が発揮されることになるとしている。

一方被告は、原告各絵画は、いずれも著作物性を有しておらず、原告各絵画の著作権(複製権)侵害の余地はない。原告の主張は、「機械的模写」でなければ複製権侵害にならないという独自の見解を前提としている点において失当である。

模写制作において、高度な描画技術が駆使されているにもかかわらず、そのような努力はまさしく原画における創作性の再現を目的とする活動であり、新たな創作性の付与とは無関係である。模写制作者の技量不足、原画認識の見落とし、意図的改変等のさまざまな理由により、再現行為の結果(模写作

品)と原画との間に差異を生ずることがあっても、それらがいずれも枝葉の部分の差異にすぎず、原画と模写作品との間において表現上の実質的同一性が維持されている場合には、なお模写作品は原画の複製物である。新たな創作性の付与が認められた場合、例外的に翻案に当たり、二次的著作物になるにすぎないと反論した。

模写には複製と二次的著作物がある

裁判所は、模写を「原画に依拠し、その創作的表現を再現したにすぎない場合には、具体的な表現において多少の修正、増減、変更等が加えられたとしても、その差異が模写制作者による新たな創作的表現とは認められず、なお原画と模写作品との間に表現上の実質的同一性が存在し、原画から感得される創作的表現のみが模写作品から覚知されるにすぎない場合には、当該模写作品は原画の複製物」とし、「原画制作者の創作的表現と異なる、模写制作者による新たな創作的表現が付与された場合すなわち、新たに思想または感情を創作的に表現することにより、これに接する者が原画の表現上の本質的特徴を直接感得することができると同時に、新たに別な創作的表現を感得し得る」と評価することができるときには、その模写作品は原画の二次的著作物として著作物性を有する」とした上で、原告各絵画の著作物性の有無につき、次のように判断した。

【原告絵画1】浮世絵と筆書きという描写手段は異なるものの、描かれている三人の人物の配

置、姿態、場面設定は同一であって、ほうきを持ち出して店頭に立ち、店外に駆けだして逃げ出すとする小僧を、今にもしかりつけようとする老主人を必死に止めようとする番頭という、江戸時代の酒屋における店先の出来事を躍動的に描こうとした原画の特徴的な表現部分をそのまま再現している。また、登場人物の次に重要な特徴的表現である酒屋の店先の様子も、酒樽、こも樽、桶、貧乏徳利が置かれた棚や、八間(照明)、格子とその前に置かれた水の張った桶、ひしゃくおよび店内の帳面やすずり、筆などの小物類の配置とその形状に至るまでほぼそのまま再現している。

江戸時代町人の風俗を再現した創作

【原告絵画2】天秤棒から二つの箱をつるして歩きながら、後ろを振り向いている焼継ぎ師の後ろ姿が描かれている点で、共通する特徴的表現を有するものの、原画は、古井戸から飛び出した幽霊に驚く焼継ぎ師の様子を描くという主題に基づいて、その右手を天秤棒のひもから離した様子や、首をすくめた様子を描いている点がその特徴的表現の一つであるのに対し、原告絵画は、江戸時代の町人の風俗や生活ぶりを描くために、焼継ぎ師が天秤棒に二つの木箱をつるして普通に歩く様子を描写しているものであり、このため右手と首の具体的表現を変更したものである。従って、原告絵画は、原画の特徴的表現部分の一部をそのまま利用しながら、その特徴的表現の他の部分を変更し、江戸時代の町人の風俗の再現を意図した

表現となっており、この点で新たに創作性が認められ、原画の二次的著作物として著作物性が認められる。

【原告絵画3】あぐらをかいて作業をしている焼継ぎ師の姿と割れた瀬戸物の破片が散らばっている様子などが描かれている点でその特徴的表現部分において共通するものの、原画では、高貴な者が焼継ぎをするという狂歌の場面を主題として高貴な人物が描かれているのに対し、原告絵画は、江戸時代の町人の風俗を再現するため町人である焼継ぎ師を描いており、この点で、原画の特徴的表現を変更した表現となっている。従って、原告絵画は、原画の特徴的表現の一部を再現しながら、新たに創作的表現を付与した二次的著作物として著作物性が認められる。

【原告絵画4】本件原画で描かれた蚊遣りや煙、松葉の入ったかごとを比較すると、江戸時代の家族団らんを描いた背景の小道具として、その形状が明確に描かれている日用品を単に紹介する目的で描いたにすぎない。煙の流れの描き方や煙の配置に多少の差異が見られるものの、これらの差異は、原画が浮世絵であり、原告絵画が画筆で描かれていることによる差異以上のものとは認められず、原告絵画が創作された二次的著作物と認められることはできない。

パッケージに転用した別件でも訴訟

原告は、この事件と並行して、自社製豆腐のパッケージに原告絵画を無断で複製し、販売に利用

しているとして、日本ビーンズ(株)を相手に二千万円の損害賠償請求訴訟を東京地裁に起こしていた。審理は同じ裁判長により行われていたが、前記の判決が出た後の平成十八年五月十一日、請求棄却の判決が言い渡されている。

原画は「近世職人尽絵巻」に収録された鍛形恵齋筆(文化二年作)による江戸時代の豆腐屋の店先の様子を描いた浮世絵。これを、日本画家だった原告の亡父が模写して「定本江戸商売図絵」の中で公表した。被告のパッケージ画には、原告の亡父を浮世絵の原作者と誤って作者名表示しており、原告は複製権侵害とともに著作者人格権(氏名表示権)侵害も問題にした。

判決は、原告絵画を「模写の範囲を超えて、何らかの創作的表現が付与された二次的著作物と認めることはできない複製物」とし、著作者人格権については、「被告が原告絵画をすでに著作権が消滅している江戸時代の絵と、漫然と誤信したことによる」と推定し、原告の請求を退けた。

有名画家の模写が世に多数存在する

【後書き】旧著作権法は、「発行スルノ意志ナク且機械的又ハ化学的方法ニ依ラスシテ複製スルコト」は、「偽作ト看做サス」(三〇条一項)とし、手写による複製を著作権侵害としていなかった。絵画の場合は模写がそれに当たる。

現行法の複製は「印刷、写真、複写、録音、録画その他有形的に複製すること」(二条一項一五号の定義)とし、手写は「その他有形的な複製」

の中にくくられている。もともと模写は、個人的に行う限り「私的使用のための複製」(三〇条一項)に当たり、頒布(有償、無償を問わず譲渡または貸与すること)や公衆に提示(上映や公衆送信。展示は原作品に限る)しない限り、複製権を侵害するとはみなされない(四九条一項)。

模写は、絵画の技能向上のため古今東西を問わず行われてきた。ルーブル美術館をはじめ、多くの美術館は、画学生のため模写を受け入れており、世の中には、有名画家の若きころの筆による多数の模写作品が存在すると考えられている。

原告側は二つの訴訟を通し、十三世紀の水墨画牧谿作の「鶴の絵」を原画とする横山大観の模写や江戸初期の画家俵屋宗達の「風神雷神図屏風絵」を原画とする尾形光琳と酒井抱一(一)の模写作品を取り上げ、日本の画壇は模写の創作性と価値を正當に評価していると主張も展開した。しかし判決は、「模写行為とその作品の芸術的意義一般について論じる必要性はないし、過去の作品の著作物性を論じる必要性もない」とにべもない。

折しも、平成十七年度芸術選奨文部科学大臣賞受賞作がイタリアの画家アルベルト・スズ氏の作品に酷似していることが明らかになり、授賞が取り消される不祥事が発覚した。著作権が現存する絵画の模写は、許諾を受けないで作成、公表すれば盗作のそしりを受ける。また、模写は二次的著作物と評価される創作性がなければ、後世でも高い評価は期待できない。(朝日新聞社友)

海外情報

中国版「緊急事態法」立法化で高まる批判 海外メディアへの報道規制にWANも抗議

中国版「緊急事態法」ともいふべき法律の草案が、深刻な報道規制をもたらすとして、中国内外で大きな論議を呼んでいる。

中国語で「突発事件応対法（草案）」と呼ばれる同法案は、六月末、全国人民代表大会（全人代）常務委員会の第一次審議を終了した。

同法の狙いは、自然災害、事故、感染症被害などの緊急時に、政府が効果的に事態を掌握し、強制力のある措置が即座にとれるようにすることにある。報道にとって大問題なのは「メディアは、突発的事件が起こったとき、状況や事態の進展についてみだりに報じてはならず、また、虚偽の報道を行ってはならない……違反者は五万元（一元＝約十四円）以上十万元以下の罰金を科す」（第五七条）、および、「各地の人民政府は、正確に、また、適時に、突発事件の処理状況や事態の進展について説明しなければならない。ただし、事件の応急的措置の障害となる場合はこの限りではない」（第四五条）旨の規定である。

そもそも、立法化の背景には、二〇〇三年春、重症急性呼吸器症候群（SARS）が大流行したとき、当局の情報隠しが露呈して内外の厳しい批

判にさらされたことがあった。当時、政府は、不手際があったことを認め、衛生部長も更迭した。そして、大規模災害時などでは、むしろ情報を公開した方が社会不安を抑え、事態が好転することを学んだ。つまり、情報公開こそが同法の柱の一つだったはずである。

それが、逆に、情報隠しに法的根拠を与えかねない内容に変質して、草案となった。

だからこそ、草案の起草作業に参加した精華大学の于安教授は、「驚いている。われわれ専門家が検討した時点では、（報道規制の条文は）なかった」と、『財經』誌の記者に語っている。

『南方都市报』は六月二十六日、長平氏がコラムで「（SARSの経験が生かされ）世論による（権力の）監督という考えが法律の中でも肯定されるものと当然思ってきたが、この草案はそうした考えとは全く正反対で、世論による監督の否定に等しく、あきらかな後退である」と鋭く批判した。長平氏は、また、最近相次いでいる炭鉱事故では、地元政府の関係者が、事故の責任を負っているケースが多いことを指摘し、法律が、責任者による情報コントロールを許し、さらには、「違反者」を処罰するなど言語道断と断じた。

議論の高まりに政府は七月三日、国务院法制弁公室の汪永清副主任が、「同法によって処罰の対象となるのは、規定に違反して、真実でない報道をみだりに行った者で、かつ、行状が著しく甚大な悪影響を与えた者だけだ」などと釈明した。

一方、法が成立すれば、同法が、香港や外国のメディアにも適用される見通しであることも、同副主任は認め、これに対して、五日には、世界新聞協会（WAN）が温家宝首相に抗議文を寄せるなど、波紋が海外にまで広まりつつある。

さて、『中国青年報』の付属週刊紙『氷点週刊』が、中国の歴史教科書をめぐる論考の掲載後、一時停刊処分を受け（二月）、その後、内外で起こった論議を経て、異例とも思えるスピードで復刊（三月）、ただし、李大同・同紙編集長らが解任された事件は記憶に新しい。

当時の情勢と、今回の草案をめぐる状況に共通するのは、（一）報道をめぐる官僚たちの保守的な発想と、「もの申す」一部言論人たちの志の衝突（二）ネットによるその「衝突」の公然化、議論の急速な拡大（三）批判に対する、当局側の一定の柔軟姿勢——である。

もちろん、こうした局面があるからといって、メディア政策が転換する見込みが近くにあるわけではない。何しろ、「報道を制約しようという思想の歴史は古く、簡単には改まらない」（研究者らが作るサイト「中国新聞研究中心」に詩人・航億章氏が七月一日付で寄せた言葉）から。

とはいえ、当局側も、批判を視野に入れざるを得なくなっているのも事実である。草案は、まだ二回の審議手続きを残している。十月にも予想される正式立法化まで、事態を注視したい。

（木原 正博）日本新聞教育文化財団

メディア談話室

消えた天皇の「メッセージ」

藤田博司

この一カ月余り、奥歯にものが挟まったような落ち着きの悪さを感じていることがある。六月六日に行われた天皇、皇后の記者会見の報道をめぐる問題だ。

宮内庁のホームページに出ている全文を見ると、在日外国人記者団の代表から、教育基本法を改正する動きについて質問された天皇は、憲法上の立場から「内容について述べることは控えた」としながら、次のように付け加えた。

「昭和初頭の」六年間に要人に対する襲撃が相次ぎ、そのために内閣総理大臣あるいはその経験者四人が亡くな(る)……という異常な事態が起きました。……政党内閣はこの時期に終わりを告げました。そのような状況下では議員や国民が自由に発言することは非常に難しかったと思います」「このような時代があったことを多くの日本人が心にとどめ、そのようなことが二度と起こらないよう今後の道を進めていくことを信じています」

戦前の日本に言及

翌七日付各紙朝刊には、会見の事実が簡単に報

じられていた。しかし戦前の日本に触れた部分は全く伝えられていなかった。テレビではテレビ朝日の報道ステーションがこの部分を伝えたようだが(筆者は見えていなかった)、その他の局のニュースでは取り上げられなかったという。筆者自身も数日後、知人から教えられて初めて宮内庁のホームページで確認したようなことだった。

天皇発言のこの部分がなぜニュースにならなかったのだろうという、最初に感じた疑問はいまだにそのまま残っている。教育基本法改正が当時、会期中国会の焦点の一つであり、日本社会の戦前への逆戻りを心配する声も少なからずあった。それだけに、天皇の発言をどう解釈するかは別にしても、読者の関心は小さくなかったはずだ。少なくともこうした発言があったことを事実としてそのまま伝えるだけの価値は十分あっただろう。

なぜこれが報道されなかったのか。取材に当たった宮内庁担当記者なり当番デスクなりが、この部分に何もニュース価値を見いださなかった、ということがあるかもしれない。あるいは、ニュースにするかどうかの価値はあると考えたが、何らかの理由で取り上げなかった、ということもあり得るだろう。

前者だとすれば、担当記者やデスクのニュース感覚、ニュース判断がそれでいいのかどうか、少なくとも議論を呼んでいいだろう。もし後者だとすれば、「何らかの理由」の中身が気になる。

幾人かの現役記者(担当記者ではない)に聞いてみると、(新聞が報道しないのは)確かにおかしいという意見と、それほど大きなニュースとは思わないという受け止め方に分かれた。担当記者やデスクの判断は後者の受け止め方に近かったのではないか、という見方が有力だった。

伝えなかった背景？

これにはちよつとばかりショックを受けた。あの天皇発言を「ニュースと思わない」と言われるよりは、むしろ「何らかの理由」でニュースにならなかったという説明の方が、まだ受け入れやすい。

戦前の日本への言及をニュースにするには、多少とも記者自身が天皇の「メッセージ」を解釈し読者に分かりやすく説明しなければなるまい。場合によっては、政治的なニュアンスを含んだ「メッセージ」を読み取る必要もあるかもしれない。記者にとっても、新聞社にとっても慎重な扱いをしなければならぬ記事になるだろう。その面倒を避けるためにニュースにしなかった、ということとはなかったのだろうか。

もう一つ、報道ステーションを別にして、ほとんどの新聞、テレビがそろってこの部分を取り上

げなかったことも、臍^ふに落ちない。もしかすると、取材現場で「取り上げない」申し合わせでもあったのではないかと思わせるほど、異様に見える。

何をニュースとして伝えるか、その価値判断は人それぞれ、異なつて構わない。多くの新聞やテレビがそれぞれ異なる視点や判断に立つて多様にニュースを伝えるのはむしろ健全なありようと言つていいだろう。しかし今回の天皇発言について、ほとんどの新聞、テレビが結果的に同じような報道の仕方をした(問題部分に触れなかった)ことは、少なくともメディアの現場でもっと問題にされ、議論されていいのではないだろうか。

ちなみに、主要新聞のウェブサイトには、宮内庁のホームページで公表されたのと同じ会見内容の全文が掲載されていた。新聞の紙面に載せきれないニュースはウェブサイトで、ということかもしれない。しかし、紙面での報道が問題の部分に一言の言及もない記事を載せて、詳細はウェブサイトでご覧あれという姿勢は、あまりにも安易ではなからうか。

報道されてニュースに

この一件で、メディアに報道されないものはニュースにならない、ということを変更して痛感した。天皇の発言であろうと石綿被害であろうと、それぞれがどれほど重大な意味を持つ出来事であっても、メディアに取り上げられない限りニュー

スとして広範な人々に知ってもらえないし、関心を持つてもらえない。メディアが報じなかったために長い間、放置されたままになってきた問題は数知れずある。社会におけるメディアの重要な役割の一つは、世の中に広く知られていない重要な出来事や問題に光を当てることにある。

しかしその仕事は、ニュースを鋭敏にかき取る感性と、手間ひまを惜しまぬ勤勉さがないと成果は上がらない。時には権力による大がかりな妨害を跳ね返してでも伝えなければならぬニュースがある。そうした仕事にいつでも滞りなく取り組めるためには、ふだんからニュース感覚を磨き、あらゆる事態に対処できる備えをしておく必要がある。備えが十分かどうか、必ずしも十分とは言えそうにない。

日々の報道の中には、圧倒的に役所や警察などの発表に基づくものが多い。発表ものと呼ばれる情報以外でも、当局側からの情報提供を受けて伝えられるニュースが大きな比重を占めている。むしろ当局側から提供される情報には、市民生活にとって重要なものも少なくない。しかし中には当局側の手前みそと思われるも仕方のない、無意味なニュースも無くはない。よほど意識してニュースへの嗅覚^{きゅうかく}を研ぎ澄ましておかないと、情性で安直な取材、報道に陥る危険がある。

用意された発言

ともあれ、戦前の日本に触れた天皇の発言が報

道されなかったのは、記者や編集者のニュース感覚が摩滅していたから、という単純な話ではないかもしれないところに厄介な問題が潜んでいる。あの部分をどう取り上げるか、取り上げ方次第では物議を醸すとも考えられる。現場がそれを恐れて報道を自主規制した可能性は十分ある。またほとんどの社がそうした自主規制の結果、同じ結論に達したのだとすれば、それはそれで薄気味悪い。逆に、各社が示し合わせて報道しなかったとすれば、これも大きな問題だろう。

国民の多数派であるかどうかはともかく、天皇のあの発言を目にすれば、何がしかの感想を持つたに違いない人たちは少なからず居たはずだ。新聞の報道がその部分に何も言及しなかったのは、読者に対する責任を果たさなかったことになる。

と同時に、考えようによっては、天皇の「メッセージ」を黙殺したことにもなりかねない。記者会見での天皇の発言は、事前に提出された質問に対して書面で用意されたものだった。天皇ご自身がその場で思いついた発言ではあり得ない。とすれば、あれだけ明確に戦前の日本に言及したのは、それなりに込められた天皇の「メッセージ」があったと考えてもいいだろう。それが少なくとも新聞の報道では、影も形も残らなかった。

「メッセージ」の中身が何であれ、それ自体が消えてしまったことに一番失望したのは、天皇ご自身であったかもしれない。

(早稲田大学客員教授)

プレス ウオッチング

なお陰しいイラク情勢

陸自撤退「一件落着」ではない

「イラク復興特措法」に基づきイラクに派遣されていた陸上自衛隊は、新政府発足を機に六月二十日、サマワ駐屯地からの撤退を決定した。米国の強い要請で多国籍軍の一員として初の自衛隊海外派兵(04・1)から二年半、小泉政権は当面「犠牲者ゼロ」の撤退で最大のハードルをクリアした。小泉純一郎首相は同日「イラク人が政府を立ち上げ、地域の治安権限がイラク新政府に移譲され、日本の陸自部隊の人道復興支援活動が一定の役割を果たしたと判断し、撤退を決定した。総合的に判断して、私の総理の時に派遣した部隊が撤退できたことはうれしい」と記者会見で語った。

しかし「終わりよければ、すべてよし」と喜べるほど、単純な状況ではない。陸自駐留のムサンナ州の治安状況が比較的良好だったため、治安に当たっていた英・豪軍引き揚げに合わせて撤退に至ったものの、マリキ新政権(5・20発足)の前途は陰しい。バグダッドなど各地でのテロ攻撃は沈静化するどころか激化の一途で、双方の犠牲者

が激増している。

自衛隊海外派遣をめぐる問題点を探り、「中間総括」的な検証を試みる。

空自とインド洋給油は継続

サマワからの陸自撤退で、「一件落着」と考えたら大間違い。空自はクウェートにとどまり、米軍への補給活動を継続する。海自もインド洋での他国艦艇への無償給油を続けている。これは明らかに多国籍軍への後方支援だ。泥沼のイラク戦争が続く限り、全自衛隊撤退は期待できない。

自衛隊派兵の「目玉」は陸自で、十次支援群まで計五千五百人に上った。空自は約二百人を今後常駐させ、海自は艦艇二・三隻・四百〜六百人の洋上勤務を継続するという。駐留経費は一体どのくらいだろう。陸自の駐留経費(03・12・05・3予算計上)は四百三十三億円、空自(同)が八十三億円となっているが、二〇〇六年度分を加えればさらに膨らむ。海自の洋上無償給油代(01・12・05・9)が百六十二億円。洋上経費を加算すれば、これまた膨大な負担だ。また、防衛庁の話では、サマワ陸自隊員の危険手当は一日二万〜二万八千円というから、延べ五千五百人の金額も膨大である。

一方、陸自派兵前の二〇〇三年秋、国連の和平解決へ奔走していた外交官・奥克彦、井ノ上正盛氏殉職の悲劇を忘れてはならない。またジャーナリスト・橋田信介氏ら民間人三人の死も衝撃的だった。NGOの高遠菜穂子さんから民間人五人の人

質事件も惨劇につながりかねない大騒動だった。

これらが「自衛隊員死者ゼロ」の結末の陰に隠れてはならない。米軍死者が二千五百人を超えた現実には悲惨極まりないが、それと同様の重みで日本人犠牲者に思いをはせることが必要だ。イラク人死者は米兵の十数倍、四万人以上と推計されるが、その大部分はテロリストではなく一般市民である。「殺し合い」による憎悪の連鎖……無謀な戦争で世界は荒廃するばかりだ。

国際貢献、援助活動を検証、見直しを

こう考えてくると、「イラク戦争とは一体何だったか」との素朴な疑問に突き当たる。「9・11同時多発テロ」(01年)以降、小泉政権は米国主導の多国籍軍との共同歩調をエスカレートさせた。平和憲法の制約で海外派兵が無理と見るや、テロ特措法、イラク復興特措法(いずれも時限立法)を成立させて、インド洋やサマワへの自衛隊派遣を強行。憲法はもとより日米安保条約に抵触する暴挙だったが、既成事実を積み重ねて、戦後半世紀守り続けてきた安保防衛政策をねじ曲げてしまった。イラク攻撃の主目的だった「大量破壊兵器」の存在が否定された後も、非論理的な弁解に終止した小泉首相には、「日米同盟を隠れみのにした対米追従」路線の危険性がつきまとう。

今こそ、自衛隊派兵の問題点を検証し、国際貢献の在り方を真剣に考えなければならない。先に示した巨額の自衛隊派遣費とは別に、イラク復興の分担金四十九億(約五千三百九十億円)が日

本に課せられている。EUの分担金十五億ドルに比べても、日本の負担額は莫大だ。この四十九億ドルのうち無償供与十五億ドル(約千六百五十億円)は支出済みというが、復興資金として有効に活用されたか否かの検証もされていない。「カネだけ出して、発言権のない日本」であっては困るのである。「私は海外派兵に反対だが、派兵するにしても、民間開発援助の専門家を中心にし、自衛隊は警備に徹する軍民混合組織を作れば、はるかに効率が高い。また、民間の開発援助チームを武装した民間会社が警備する方式が検討されてもよい。日本では『国際貢献活動イコール自衛隊の活動』という認識が強まるばかりだが、軍事組織に単独で復興援助させるという方式はコストが高く、効率に欠け、国際的に時代遅れである。一九九三年のカンボジア、二〇〇二年の東ティモール、〇四年のイラク。自衛隊の海外活動を振り返ると、派兵を支える政府の政治判断は残念ながら後退しているように見える。カンボジアでは武装組織の派遣を求めるニーズがあり、国連統治下で私が県知事を務めた東ティモールでは、日本政府は軍事組織へのニーズがない中で武装集団を送った。イラクでは『多国籍軍に参加するが、その指揮下には入らない』との幼稚な論理で派兵するに至り、国際貢献の大義に疑問符がついた。十年余りの間に進んだこの政治判断の劣化は深刻に見える。日本社会は、派兵が終わった後にその政策を検証するという作業を、これ以上おろそかにすべきではない」

「イラク自衛隊、『支援』政策の効果検証を」と題する伊勢崎賢治東京外国語大学教授(平和構築)の指摘「『朝日』7・1朝刊」は、国際紛争の現場指揮に当たった経験を踏まえてずばり問題点を突いている。政府内で、海外支援活動の抜本的見直しが急務なのに、地道な反省・検証そっちのけで、「海外派兵に関する恒久法制定」へ目が注がれている現状は嘆かわしい。

自民党の防衛政策検討小委員会が公表した、自衛隊海外派遣に関する「恒久法案」には、「国連の要請がなくても、政府の判断で派遣できる、海外での治安活動も可能」などと記されている。インド洋やイラクでの「実績」をてこに、海外派兵をしやすくする狙いが明白である。小泉首相は、在任中の恒久法制定を否定しているが、国民的論議を避けて、与党絶対多数の国会審議だけで法案成立を企む画策を許してはならない。イラクをめぐる国際貢献には、多くの反省すべき問題点が続出し、各方面から改革提言が出ている。国民・国家の命運にかかわる重大問題との認識で、慎重に対処しなければならぬ。

『読売』・『産経』は「恒久法」に肯定的だが、「米戦略とますます一体化するという自衛隊が、第二のイラクに安易に派遣されることがあつてはならない。陸自の派遣が終了することで『結果オーライ』と安堵するわけにはいかない」(『朝日』6・21社説)、「イラク復興特措法も憲法論議が未消化のまま自衛隊が派遣された観がある。対米協

力に過ぎないとの指摘も一定の説得力を持った。秋の臨時国会では国際平和協力活動を『本来任務』に格上げする自衛隊法改正案が審議される。陸自の帰国後、政治の責任でその活動を検証し改めて国際協力の在り方を議論してもらいたい」(『毎日』6・21社説)との指摘の重みを踏まえ、国民的論議を深めねばならない重要課題である。

「そもそも自衛隊と民間人の両輪がそろわない状態での派遣だった。……自民党のある国防族は『支援の全体像を描かず、米国追従で無計画に派遣したツケが回った』と批判する。民間人支援に軸足を移し、どう撤退するかを含め、総合戦略を欠いたままの派遣には無理があつたと言わざるを得ない」との指摘(『毎日』6・22『記者の目』)に耳を傾けたい。

ベトナム戦争十年の荒廃を反省したはずの米国が、二十一世紀初頭に引き起こしたイラク戦争。米国の戦費はベトナム戦争を上回ると懸念され、多国籍軍の負担もまた過大だ。「日本の負担額は湾岸戦争時を上回る」との指摘もあるほどで、イラク国内の戦闘が収束しない限り、戦費増大は必至である。財政危機にあえぐ米国の先行きを心配する声が高まってきたが、「援助大国」日本の将来にとっても深刻な国際情勢である。

陸自は無事撤退したが、「イラク戦争と自衛隊派兵の検証、新国家戦略の構築」の重要性を痛感して問題点を提起したつもりで、再度「国民的論議」を訴えたい。(池田 龍夫「ジャーナリスト」)

放送時評

どうなる「通信」と「放送」

注目される竹中懇報告書の具体化

去る六月六日、竹中平蔵総務相の私的懇談会として設けられた「通信と放送の在り方に関する懇談会」いわゆる竹中懇談会が最終報告書をまとめた。約六カ月にわたって通信と放送の融合・連携時代に向けたその制度的枠組みに関して検討を続けてきたが、昨年末にその設置の話が持ち上がった以来、メディア関係者を中心に、何かと注目を集めてきた。

そもそもこの懇談会の設置は、一昨年の夏に発覚したNHKの不祥事を受け、総務省がNHKの在り方を検討する場として浮上してきたものだ。それが竹中総務相の肝いりで、懇談会の名称が示す通り、その検討対象が拡大。新時代に向けた通信・放送サービスの抜本的な制度改革の方向性を論議する場となった経緯がある。

特にその旗振り役が、小泉政権が構造改革の目玉として掲げてきた郵政民営化の実現に中心的役割を果たした竹中総務相ということもあり、その政治手腕に注目が集まったのである。同懇談会の設置が準備されていた昨年末、竹中総務相は、N

HK改革を求める一方で「なぜ、インターネットでテレビの生放送が見られないのか。日本にどうしてタイムワーカーのような大企業がないのか」と、メディア事業における規制緩和を推進することと事業の活性化を志向する発言を繰り返した。その背景として、昨年、ライブドアのニッポン放送株の買収劇などを契機に「通信と放送の融合」という言葉が、国民に広く認知される状況にあったことにも注目すべきであろう。小泉政権が国民の高い支持率を背景に、「痛みを伴う」構造改革を推進してきた政権であったことを考え合わせれば、「通信と放送の融合」は、世間受けする政策課題でもあったのだ。単に不祥事後のNHK改革論議を扱うよりも、未来志向のダイナミックなブランドデザインを示すことができる通信と放送の在り方論議の方が、国民の注目を集めることになると考えたことは、容易に想像できる。

しかし、他方において、その設置当初から、検討の方向性に産業政策的な色彩が強く、また、六月に結論を出すとのスケジュールから、時間をかけた本格的・本質的な論議が十分にできないと危惧する声は多かった。発表された同懇談会報告書の主なポイントは以下の通りである。

【NHK改革】

- ・受信料は大幅に引き下げた上、支払いを義務化し、その後、罰則化も検討。
- ・二〇一一年までに8チャンネルのうち、衛星放送とFMラジオの計3チャンネルを削減。

- ・公共性が必ずしも高くない娯楽・スポーツなどの制作部門は、本体から分離。

【通信・放送改革】

- ・キー局の地方局への出資比率の緩和や持ち株会社方式に道を開くなど、マスメディア集中排除原則を緩和。

- ・地上デジタル放送のIP放送による同時送信では、地域限定を設けない。

- ・「通信」と「放送」とが別々の法体系を見直し、伝送（放送波の送信）・プラットフォーム（放送サービス）・コンテンツ（番組制作）といった区分ごとの法体系へ整理。

【NTT改革】

- ・二〇一〇年に通信関係法制を見直し、経営形態の結論を出す。NTT持ち株会社を廃止。NTTグループ各社の資本分離を進める。東西NTTは加入者回線の機能分離が実施されない限り、両社間やその他の事業者との合併・統合は認めない。

竹中懇報告書をめぐるその後の動き

検討期間が短すぎるとの批判を受けながらも、竹中懇談会が報告書完成時期を今年六月に設定したのは理由がある。同報告書の内容は、与党との調整を経て、閣議で決定される「骨太の方針2006（経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006）」に盛り込むことが予定されていた。それにより、報告書が提唱する通信・放送改革の方向性にお墨付きを与えるという政治的スケジュ

ールが立てられていたのである。

しかし、その与党内からも竹中懇談会から漏れてくる改革の方向性には異論の声は多かった。その中心となったのが、片山虎之助参議院幹事長が委員長を務める自民党「通信・放送産業高度化小委員会」である。六月二十日に開催された自民党の電気通信調査会と通信・放送産業高度化小委員会の合同会合で党としての方針をまとめたが、その内容は竹中懇談会報告書とは隔たりの大きなものだった。同会合では、NHKのチャンネル数削減に関して「視聴者の利益に配慮し、十分に詰めた議論が必要」と慎重な姿勢を示す一方で、受信料制度に関しては、NHKの信頼回復状況を見極めた上で〇七年三月ごろをめどに支払い義務化の導入を判断するのが適当、としている。

加えて、公明党からもNHK改革について、視覚障害者への配慮が求められるとともにFMラジオの削減には難色を示されるなど、竹中懇談会報告書への反発は大きなものとなっていく。

このような中、六月二十二日に竹中総務相と自民党通信・放送産業高度化小委員長を務める片山虎之助参議院幹事長らが、NHKのチャンネル削減数など政府と与党との見解の相違点などを調整。通信・放送改革の方向性に関する「政府与党合意」をまとめるに至る。この合意では、NHK改革はチャンネル削減の検討対象をBS（衛星放送）に絞り、FMラジオは除外する一方、受信料の支払い義務化は、早急に検討することで一致し

た。また、NTT再編では「拙速に結論を出すべきでない」とする自民党の見解に総務相が譲歩し、「二〇一〇年時点で検討し、その後速やかに結論を得る」ということで決着した。

このように政府と与党との調整では、全体として竹中総務大臣側が大幅に歩み寄った形での決着となり、七月七日、「骨太の方針2006」が閣議決定されたが、ここに竹中懇談報告書の内容は、あまり反映されなかった。

今こそ通信・放送の本格的論議を

放送に関して言えば、二〇一一年には地上放送、BS放送ともにデジタル化に完全移行するスケジュールである。また、通信分野においても、総務省は、一一年までに全国のすべての地域がブロードバンド化するように通信環境を整備するとしている。その意味においては、現在、一一年以後の通信と放送の在り方に関する本格的な論議が必要な時期であることは言うまでもない。竹中懇談会は、形式上はそのための場として設けられてはいたが、これまで報道された論議の内容を見る限り、消化不良の感は否めない。その最大の問題は、今秋に予定される政権交代をにらんだ政治日程が優先され、時間をかけた本格的・本質的な論議が十分にできなかったことにある。

加えて、この一連の動きを改めて振り返るとき、そこには、竹中総務相周辺と通信・放送行政の実務を担当する官僚スタッフとの政策立案過程における微妙なアプローチの違いを垣間見ること

ができたのではなからうか。

竹中懇談会報告書等待って、総務省では放送関連の研究会報告を続けて発表した。七月十一日に発表された「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」の最終報告では「マスメディア集中排除原則」を緩和し、民間放送局が純粋持ち株会社を設立して、複数の放送局を所有できるように制度整備を求めるなどとしている。

続く十四日に「衛星放送の将来像に関する研究会」がまとめた報告書案では、地上放送のデジタル化が完了する一一年七月にBSアナログ放送を打ち切り、新たな方式で約四十チャンネル分の周波数をBSデジタル放送に割り当てるなどの案が示された。

いずれも、二〇一一年に向けた制度デザインを地上放送、衛星放送という各論レベルから示したのと言え。他方において、竹中懇談会で緒についた総論レベルでの制度デザインの深化が問われることになる。特に竹中懇談会では、議論の少なかったメディア利用者からの論議を深める中で、総論—各論がリンクした形での制度デザインが求められていくのではないだろうか。

(音 好宏) 上智大学助教授

大森幸男先生はご静養に専念されることになりました。長年にわたって健筆を振るっていただき、ありがとうございます。代わって音先生のご担当となりました。引き続きご愛読ください。

(編集部)

寄贈の書籍・資料(2)

永由信人氏から

- ・共同通信社報(昭和30～62年)、DENTSU MAP SYSTEM(電通、MAP媒体データ・媒体接触1976年版)、世界資料(共同通信社、1955年2、3、5、7、8、9、10、11月号)同1957年2～7月号、聯絡操典(新聞聯合社、昭和9年9月)聯絡操典(同盟通信社、昭和11年12月)、同盟通信社の機構(昭和11年11月)、通信社の話(通信社史刊行会、昭和28年5月15日)、共同通信社役員職員名簿(昭和21、32、44、45、48年)、同盟通信社報第1号(昭和11年11月28日)ほか

前川芳一氏から

- ・時代を伝えて「共同ニュース」2万号のあゆみ(共同通信社、1993年7月16日)、共同通信社役員職員名簿(昭和21年、同30年～平成13年)

鈴木哲夫氏から

- ・一動乱の時代を取材して「政治記者の目と耳」第6集(政治記者OB会、平成18年6月20日)

◎人事異動(財団法人新聞通信調査会)

(元時事通信社総務局総務部次長、

千葉支局次長、業務局業務部)

小楠 優 司

採用、同盟クラブ事務局等担当(8月1日)

同盟クラブ事務局等担当

石橋 正 一

退職(7月31日)

◎夏季囲碁大会

同盟棋友会(三ツ野充蔵会長)の平成十八年夏季囲碁大会は七月一日、東京都港区虎ノ門の同盟クラブで開催され、十六人が参加した。熱戦の結果、次の各氏が入賞した。

A組Ⅱ優勝・市来逸彦七段、準優勝・作田吉男四段、三位・本多徳正三段

B組Ⅱ優勝・三ツ野充蔵二段、準優勝・有賀忍二段、三位・藤田康介二段

(以上のほかの参加者は下記の各氏。江口浩、堂添慶瑞、横山哲次朗、中野正彦、堀川敏雄、三ヶ野大典、日根重男、仲晃、山口一郎、小林敏雄)

◎講演会

財新聞通信調査会と同盟クラブは七月十九日、東京都港区虎ノ門の同盟クラブで講演会を開いた。講師は時事通信社外経部長の増田亜氏。演題は「世界のエネルギー事情」だった。

◎夏季ビール会

同盟クラブ(犬養康彦会長)は七月十九日、東京・有楽町のニュートーキョーで恒例の夏季ビール会を開き、約六十人が参加した。

犬養康彦会長が「あいにくの天気での暑気払いとなった。このところ情けない、暗いニュースが続く中で、小泉首相だけが任期の最後を迎え機嫌がよい。唯一の楽しみは皆さんと顔を合わせ、元気な姿を拝見すること」とあいさつし、乾杯の発声。この後歓談に移った。

〔悲報〕

吉田 基二氏(元共同通信社編集局論説委員(局次長待遇)、元同局整理部長)7月4日死去、84歳。喪主は妻昌子さん。自宅は東京都目黒区自由が丘1の19の11

目次(八月号)

パキスタンの核と国際情勢……………砂田 浩孝……………1	消えた天皇の「メッセージ」……………藤田 博司……………18
ロンドン同時爆破テロから1年……………小林 恭子……………7	【プレスウオッチング】……………池田 龍夫……………20
モスクワで世界新聞大会……………山口 光……………11	【放送時評】……………どうなる「通信」と「放送」……………音 好宏……………22
マスメ関連の裁判を見る(25)……………佐藤 英雄……………14	【海外情報】……………①独WAZグループの進出9カ国目……………広瀬 英彦……………6
J・R・ケネディ氏の墓道を改修……………船木いずみ……………13	②AOL、ネット検索サイトに白旗……………金山 勉……………10
【メディア談話室】……………	③中国版「緊急事態法」立法化で高まる批判……………木原 正博……………17

定価一五〇円 一年分一五〇〇円(送料とも)
発行所 財団法人 新聞通信調査会
〒一〇〇五一 東京都港区虎ノ門一―五―一六
(晩翠ビル四階)

印刷所 振替口座〇〇〇二一四一七三四六七番
株式会社 太平印刷社
電話(〇三)二五九三―一〇八一(代)

©新聞通信調査会2006